

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

■ 「一般労働者との違いを考慮し議論を」

— 労政審分科会で日医 —

厚生労働省の労働政策審議会（労政審）・労働条件分科会は1月10日、医師の働き方改革について関係団体からヒアリングした。日本医師会の今村聡副会長は、医師の副業・兼業の現状に理解を求めた上で、副業・兼業を医師自身のスキルアップにつなげることが医療の質向上に重要だと主張した。一般労働者に対する副業・兼業の対応を医師にそのまま当てはめると、混乱を生じさせることがあり得るとし、医師の実情を踏まえ議論するよう求めた。

厚労省と文部科学省の委託調査によると、他の医療機関での勤務がない医師は8.2%で、他の医療機関の勤務先数は平均1.6カ所となっている。

今村副会長は、医師は副業・兼業が日常的に実施されている業種だと指摘。その実態は地域医療（宿日直・診療応援）の確保や研鑽、収入確保が目的だと説明した。▽災害対応などの突発的な業務が起こり得る▽勤務地が同一都道府県内とは限らない▽診療科によって

同一日に医療機関を掛け持ちすることがある—などの複雑さにも理解を求めた。

医師の副業・兼業の制度変更に対する医療機関の不安を聞いた日医の調査によると、最も多かったのは「宿日直体制が維持困難」で79.9%、次いで「派遣医師の引き揚げ」が63.0%となった。今村副会長は、医療機関は（医師の宿直を定めた）医法第16条の規定を順守できなくなることや、医師の人員配置基準を満たせなくなると懸念を抱いていると解説した。

その上で、今村副会長は「制度を変えた場合の影響が多岐にわたり、予測が困難な部分が非常に大きい。思わぬことが起こってしまった後では取り返しがつかない。一般労働者と同じようなルールで単純にできるのかという危惧を持っている。日本の医療に大きな混乱が起こらないようにしていただきたい」と要望した。

全日本自治団体労働組合の森本正宏総合労働局長、保健医療福祉労働組合協議会の工藤豊事務局次長も意見を述べた。

委員からは医療界の状況に理解を示した上で「副業・兼業をアジェンダとして議論することが適切なのかどうか」との意見があった。併せて「一番問題となっているのは医師の偏在とあらためて理解した」とし、偏在解消の見通しを尋ねる質問もあった。

●未払い賃金の遡及期間延長、当分3年に

分科会では「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」を妥当と認め、労政審として加藤勝信厚生労働相に答申することを決めた。改正内容は未払い賃金の請求ができる遡及期間（消滅時効）を現行の2年間から5年間に

延長することなど。ただ、当分の間はその期間を3年間とする。施行期日は2020年4月1日。厚労省の坂口卓労働基準局長は改正案を整え、今月開会予定の通常国会に提出するとした。 【メディファクス】

■ 第三者承継支援、基本的考え方表明

— 日 医 —

日本医師会は1月15日の記者会見で、医業の第三者承継に関する基本的な考え方を表明した。「譲渡を希望する医師に対する支援の充実」「医業承継事業に関しての都道府県医師会・郡市区医師会への支援の充実」「日医としての支援体制の充実」の3項目を打ち出した。

小玉弘之常任理事は地域の医療提供体制を守るために医業の第三者承継は重要な課題と指摘し、この考え方に基づいて施策を展開する方針を示した。

日医総研が民間医療機関約4000施設を対象にした調査(回答率27.3%)によると、回答者のうち、第三者承継した割合は5.7%だった。今後、第三者承継を承継プランの選択肢としている割合は38.2%で、事業売却・M&Aを選択肢としている割合は22.2%だった。第三者承継やM&Aは増えており、今後も増加傾向が続くとみられる。

ただ、対象医療機関の約4割が選択肢の一つに閉院を考えていたことも明らかとなった。承継プランの検討に当たって不安に思う3大事項は「信頼できる相談先が見つかるか」「後継者候補を自力で探せるか」「妥当な金額で事業譲渡できるか」だった。

こうした相談先として郡市区医師会、都道府県医師会に寄せられる期待が高まっている一方、日医総研の調査では、支援体制づくりに着手している医師会はごく少数で都道府県医と郡市区医の連携はほとんど行われていなかった。

小玉常任理事は、譲渡を希望する医師への支援として、契約が適当かなどを判断するために、日医が専門家を紹介することを検討するとした。都道府県医・郡市区医への支援では、弁護士や税理士、仲介業者などの選定に当たって相談があった場合、日医が専門家の候補を示すことを検討する。これらの施策について、弁護士会や税理士会と連携することも想定している。併せて、エムスリーと包括連携協定を締結し、トライアル事業を実施することも発表した。医業承継に関する情報提供やマッチング、承継した後継者の医師会加入促進などに取り組む方針で、すでに秋田県の一部地域で実施している。

日医の支援体制の充実では、女性医師バンク機能の拡充を検討するとした。

【メディファクス】

■ 診療報酬改定諮問、議論の整理案は了承

— 中医協 —

中医協総会(会長=田辺国昭・東京大大学院教授)は1月15日、2020年度診療報酬改定に関する加藤勝信厚生労働相からの諮問を受けた。2月の答申に向けて議論を進める。諮問に先立ち、厚生労働省が提示した「これまでの議論の整理案」もおおむね了承。前回の総会での意見を踏まえて、若干の追記と文

言修正を加えた内容で、特段の異論は出なかった。

厚労省が示した「これまでの議論の整理案」では、外来での抗菌薬の使用状況の把握を含め要件を見直すとしたほか、抜歯などの手術での歯科麻酔薬の算定に関する評価の見直しを追記した。

前回の議論では、支払い側の幸野庄司委員(健保連理事)が、効率化・適正化に関する項目の「後発医薬品やバイオ後続品の使用促進」について、基本方針や政府の新経済・財政再生計画改革工程表2019の記載に沿っていないと指摘していた。

それを受け、厚労省は、在宅自己注射指導管理料でバイオ後続品を導入する場合の患者への情報提供を新たに評価することについて、あらためて薬剤費軽減の試算などの資料を提示。基本方針に沿った対応をしていると説明した。

●「付帯意見」で賛否

幸野委員は、バイオ後続品に関する対応だけでは改革工程表の記載への対応として不十分だと指摘。また、特定機能病院での使用ガイド付き医薬品集の作成に対する評価が見送られたことを「極めて残念」と述べ、患者の経済的な負担の軽減にもつなげるため、付帯意見に記載して次期改定での実現を強く求めた。

これに対し、日医の松本吉郎常任理事は使用ガイド付き医薬品集について「時期尚早ではなく根本的に反対」と強調。それぞれの病院で実施することには反対していないとした上で、「診療報酬で評価することは適切ではない」とした。

【メディファクス】

■ 抗菌薬適正使用支援加算の要件見直し

— 中医協 —

1月10日の中医協総会では、外来での抗菌薬適正使用もテーマに取り上げた。厚生労働省は、「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン2016-20」の目標を達成するにはさらなる対策が必要だとし、抗菌薬適正使用支援加算の要件の見直しを提案した。

院内研修で厚労省健康局の「抗微生物薬適正使用の手引き」を踏まえた取り組みを位置付けるほか、病院の外来で急性気道感染症と急性下痢症に対する経口抗菌薬の使用状況を把握することとした。各側ともに異論はなかった。

AMR対策アクションプランでは、ヒトに関する全抗菌薬の販売量について、2020年時点で13年比33%減を目標に掲げている。18年の実績は13年比10.6%減にとどまっており、厚労省はさらなる追加の対策が必要との考えを示した。その上で、日本で使用されている抗菌薬の約90%が外来診療で処方されている経口抗菌薬との資料を示し、他国と比べて使用割合が著しく高いセファロスポリン、キノロン、マクロライドの使用量削減が重要だとした。

日医の松本吉郎常任理事は、抗菌薬適正使用のさらなる推進のためには「医療機関の努力だけでなく、呼吸器や小児に限らず各学会がそれぞれ抗微生物薬適正使用の手引きを参照して治療ガイドラインに反映することが必要」と指摘。その上で、病院の外来の場で適正使用を進める提案に異論はないと述べた。

【メディファクス】